



令和6年7月18日  
北陸財務局

## 輪島市商店連盟協同組合が取扱っていた商品券をお持ちの方へ

本日、輪島市商店連盟協同組合（所在地：石川県輪島市、法人番号 1220005005806、以下「当組合」という。）の代理人弁護士から「本日、金沢地方裁判所輪島支部に破産手続開始の申立てを行った。また、当組合が取り扱っていた商品券の使用を停止する。」との報告を受けました。

当組合が発行した商品券については、資金決済に関する法律に基づき、当組合が供託した発行保証金（※）により還付することとなっています。還付手続きの際には、商品券現物の提出が必要となりますので、それまで大切に保管してください。

※ 資金決済に関する法律では、未使用残高（まだ使われていない商品券の残高）の二分の一の額以上の額を発行保証金として供託することとなっており、破産手続開始の申立て等が行われたとき、その発行保証金より還付を行います。

今後の手続きについては、決まり次第、北陸財務局のホームページ等でお知らせします。親戚・知り合い等にもお知らせください。

今後の取扱い予定及び当局が把握している当組合が発行した商品券は、次のとおりです。

1. 今後の取扱い予定
  - (1) 商品券保有者による債権の申出
  - (2) 仮配当表の作成
  - (3) 意見聴取会の開催
  - (4) 配当表の作成
  - (5) 配当の実施
2. 当組合が発行した商品券  
(券種) 500円券、1,000円券

【本件に関するお問い合わせ先】  
北陸財務局理財部金融監督第三課  
電話：076-292-7854（直通）